

平成26年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

平成26年3月31日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県（以下「15県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実に適正に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成17年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア）及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、平成26年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

トランス類	PCBを使用した高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で10kg以上のもの
コンデンサ類	PCBを使用した高圧コンデンサ、低圧コンデンサ及びサージアブソーバで10kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

なお、漏れ・しみがあるなどのPCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が、今までの検討を踏まえて平成27年度に改造工事を実施する計画であり、平成26年度はその基本設計等を実施してまいります。

【増設施設処理対象物】

安定器等・汚染物	PCBを使用した照明器具用安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙
----------	--------------------------------------

2 処理計画

（1）当初施設処理対象物

別紙「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画」に基づき実施することとします。

ア 搬入期間

北海道内は、全道地域を対象とし、定期修理期間を除く期間に、15県内については、各ブロックの重点搬入期間に処理を行なうこととし、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

JESCOは、計画的かつ効率的な処理を行なうため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB廃棄物等を30台（本）以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

イ 処理量

平成26年度の処理量は次のとおりとします。

- ①トランス類 172台
- ②コンデンサ類 7,747台
- ③PCB油類 62本

※PCB油類については、ドラム缶の本数によりその量を示しています。

ウ 搬入期間外の処理

次に掲げるものについては、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理ができるものとします。

- ①北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。
- ②合理的な運転を行うため、JESCOから広域協議会へ搬入の要請があったとき。

(2) 増設施設処理対象物

次の方針により、別紙「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における搬入計画」に基づき実施することとします。

- ①北海道内の行政機関・学校等及び民間の少量保管事業者が保管するPCB汚染物等を優先的に搬入・処理する。
- ②北海道外の少量保管事業者からの搬入については、平成26年度から受け入れることとする。

ア 搬入期間

北海道内は、全道地域を対象とし、定期修理期間を除く期間に、15県内については、各ブロックの重点搬入期間に処理を行なうこととし、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進めるものとします。

JESCOは、計画的かつ効率的な処理を行なうため、処理にあたって、多量保管事業者（PCB汚染物等を1.5t以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとします。

イ 処理量

平成26年度の処理量は660tとします。

ウ 搬入期間外の処理

次に掲げるものについては、搬入期間外の地域のPCB廃棄物であっても処理ができるものとします。

- ①北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）で調整し、緊急に処理を行う必要があると認められたとき。
- ②合理的な運転を行うため、JESCOから広域協議会へ搬入の要請があったとき。

3 適正処理を推進するための方策

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、次のとおり取扱うものとします。

(1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成20年7月決定）」により行うものとしします。

(2) PCB廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び15県並びにJESCOは、期限内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、JESCOが設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や15県の取組などに関する情報を発信し、PCB廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) PCB廃棄物の処理期間中における確実な処理の推進

北海道及び15県は、処理期間中における確実な処理を推進するため、以下の取組みを行うこととします。

- ① 行政が未把握のPCB廃棄物の存在が指摘されていることから、掘り起こし調査の実施や未処理事業者リストの作成、事業者に対する立入検査等を通じ、個別に処理実施時期の確認を行い、早期処理を指導することとします。
- ② JESCOに機器等の登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じ、確実な登録及び早期処理を指導することとします。
- ③ 使用中の機器を所有する事業者に対しても、産業保安監督部と連携し、期間内処理を指導することとします。

(4) 中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管するPCB廃棄物（以下「中小企業者保管PCB廃棄物」という。）の早期処理に向けこれまで同様、北海道及び15県は、JESCOとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組みに対する協力を行うこととします。

- ① 中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ② 中小企業者保管PCB廃棄物の受け入れ枠の確保・拡充
- ③ 収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ④ 中期的な処理の加速化を見据えた登録の促進

(5) その他

この他、PCB廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとしします。

